



こしがや

第4次 越谷市総合振興計画

基本構想(2011~2020年度)・後期基本計画(2016~2020年度)



水と緑と太陽に恵まれた
人と地域が支える
安全・安心・快適都市

ごあいさつ



越谷市長
高橋 努

本市では、平成23年に第4次総合振興計画を策定し、基本構想に定める将来像「水と緑と太陽に恵まれた 人と地域が支える安全・安心・快適都市」の実現に向け、様々な取り組みを進めてまいりました。

前期基本計画を策定してから5か年が経過する中、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しております。それに伴い、人口減少・少子高齢化への対応をはじめ、人口急増期に整備した公共施設等の老朽化問題、竜巻や集中豪雨などの自然災害の発生による安全・安心な暮らしに対する意識の高まりなど行政ニーズは多様化しております。また、社会保障経費の増加などにより財政状況はより厳しさを増しており、限られた財源の中でこれまでの慣例にとらわれない抜本的な事業の見直しによる選択と集中が一層求められております。

このような状況を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

この計画では、前期基本計画における取り組みの成果や課題等を踏まえ、今後5年間に取り組むべき施策を体系的に整理しております。また、市民の皆様にとってもより分かりやすい計画とするため、分野ごとに目指すまちの姿を示すことといたしました。さらに、重点戦略として、5つのプロジェクトに取り組むこととしております。これらのプロジェクトを中心に各施策を着実に進め、市民一人ひとりが越谷に「住んでよかった」「住み続けたい」と誇れるまち、また多くの人々が「訪れたい」と思える魅力的なまちを実現したいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、地区まちづくり会議や市民懇談会、市民アンケート、パブリック・コメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、越谷市総合振興計画審議会委員ならびに市議会議員の皆様には厚くお礼を申し上げますとともに、引き続き市政へのご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成28年4月

越谷市自治基本条例

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。昭和33年（1958年）に市となって以来、都市化がすすみ、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきました。その中であって、首都近郊にありながら、貴重な農地も残る水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、将来にわたり、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市を目指して、越谷のまちづくりをすすめます。

わたしたちは、地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたち市民および市は、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

条例の特徴

【市民のための条例】

分かりやすい記述を心がけ、「です・ます」体を使用しています。

【自治の推進】

参加と協働によるまちづくりの方法を単なる理念としてではなく、具体的な手続き・仕組みとして明確にしています。

【豊かな地域環境の創造】

市のあるべき姿について、①人間関係、②自然、③歴史・文化、④産業の4つに分類し、「誰もが安心し、楽しく生活していけるまち」の実現を目指すことを明確にしています。

自治の基本理念（基本となる考え方）

【人間尊重】

「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりをすすめていきます。

【市民主権】

「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方を基本としたまちづくりをすすめていきます。

自治の基本原則（基本となるすすめ方）

【参加の原則】

「市民」が、当事者として市政に参加します。

【協働の原則】

「市民」と市が、それぞれの役割を認識し、対等な立場で連携・協力します。

【情報共有の原則】

市の積極的な情報提供と「市民」が保有する情報の市との共有を基本とします。

（平成21年6月19日制定）

越谷市民憲章

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

(昭和53年11月3日制定)

越谷市子ども憲章

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

- | | |
|----|------------------------------------|
| 自立 | わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。 |
| 責任 | わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。 |
| 健康 | わたしたちは、生命を大切に、明るく、たくましく生きていきます。 |
| 感謝 | わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。 |
| 環境 | わたしたちは、自然や文化を大切に、環境にやさしくします。 |

(平成10年11月3日制定)

越谷市福祉憲章

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくります。)

ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

(わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくります。)

ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり 手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。あたたかいこころと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくります。)

ともに高めよう

すこやかな こころと体 明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

(わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生きがいをもって、こころ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくります。)

(平成11年9月15日制定)

安全都市宣言

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器用具の発展普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。（抜粋）

（昭和37年3月制定）

スポーツ・レクリエーション都市宣言

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち、越谷市も急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化をもたらされました。

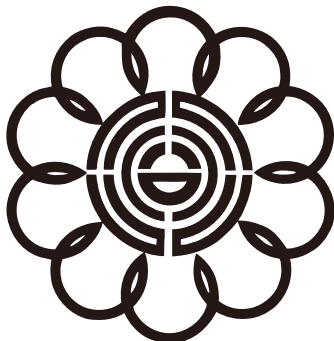
私たちは、いつも美しい自然にあふれ健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションを親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

（昭和49年9月26日制定）

市章



10個の外輪は、合併した2町8カ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。

市のシンボルマーク



このマークは、市民の皆さんとともに暮らしやすいまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれました。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。（市制40周年を記念し、平成10年11月3日選定）

文化都市宣言

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。
昔から水郷こしがやとして親しまれてきた
わたしたちの郷土は、先人達が遺（のこ）してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、
先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、
さらに、人間愛に満ちた
ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創（つく）って
次の世代に引き継いでいこう。
みんなで心と力を合わせて、
わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制25周年にあたり、
越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

(昭和58年11月3日制定)

越谷市平和都市宣言

わがまちは、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しいまちであります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。

わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行50周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。

(平成20年11月3日制定)

市の木「ケヤキ」



昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)

市の花「キク」



栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてのイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)

市の鳥「シラコバト」



灰褐色の体に首の黒い線が特徴。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和31年に国の天然記念物にも指定されており、越谷を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして選ばれました。(市制30周年を記念し、昭和63年11月3日制定)

目次

■基本構想

序文

- 1. 計画策定の趣旨…………… 10
- 2. 計画の特徴…………… 10
- 3. 計画の期間と構成…………… 11

第1章 時代の流れと新たな課題

- はじめに…………… 12
- 1. 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行…………… 12
- 2. 地方分権の推進と市民によるまちづくり…………… 12
- 3. 安全・安心志向の高まり…………… 13
- 4. 環境意識の高まり…………… 13
- 5. 経済・産業構造の変化…………… 13

第2章 まちづくりの理念と視点

- 1. まちづくりの理念…………… 14
- 2. まちづくりの視点…………… 15

第3章 越谷市の将来像

- 1. 将来像…………… 16
- 2. まちづくりの目標…………… 17

第4章 人口と土地利用

- 1. 将来人口…………… 18
- 2. 都市構造…………… 18
- 3. 土地利用構想…………… 19

第5章 地区からのまちづくりの展開

- 1. 地区からのまちづくりの展開…………… 22
- 2. 地区別将来像…………… 22

第6章 施策の大綱

- 1. 市民とつくる住みよい自治のまちづくり…………… 36
- 2. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり…………… 38
- 3. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり…………… 42
- 4. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり…………… 44
- 5. 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり…………… 46
- 6. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり…………… 48

■後期基本計画

第1章 計画の概要	53
第2章 計画の背景	55
第3章 計画の指標	59
第4章 重点戦略	73
重点戦略1 子どもも高齢者も元気な未来創造プロジェクト	75
重点戦略2 地域の協働推進プロジェクト	77
重点戦略3 安全で利用しやすい公共施設等のマネジメントプロジェクト	78
重点戦略4 こしがや魅力発信プロジェクト	79
重点戦略5 安心を実感できる命と財産を守るプロジェクト	81
第5章 分野別計画	83
大綱1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり	87
1-1 市民参加と協働による市政を進める	88
1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める	93
1-3 健全で開かれた都市経営を進める	98
大綱2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり	103
2-1 とともに支え合いながら暮らせる地域をつくる	104
2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる	107
2-3 伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる	112
2-4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる	117
2-5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる	121
2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る	126
大綱3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり	131
3-1 自然と調和した安全で活気ある都市をつくる	132
3-2 越谷らしい景観をつくる	136
3-3 地域を支える道路・交通環境をつくる	140
3-4 水と緑を活かしたやすらぎのある空間をつくる	145

3-5	安全で良好な水環境をつくる	148
3-6	安心して住むことができる住宅環境をつくる	154
大綱4	人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり	159
4-1	環境にやさしい持続可能な社会をつくる	160
4-2	安全・安心に暮らせるまちにする	165
4-3	生命・身体・財産を守る消防体制を整える	170
大綱5	安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり	175
5-1	地域社会を支える持続性のある産業を育成し、活性化を図る	176
5-2	にぎわいと活力を創出する商業・観光の振興を図る	179
5-3	地域社会と融合した持続的経営力を持つ工業を育成し、活性化を図る	184
5-4	持続的に農業が行われる環境をつくる	186
5-5	地域に根ざした雇用対策を拡充し、働きやすい環境をつくる	190
大綱6	いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり	193
6-1	生きる力を育む学校教育を進める	194
6-2	生涯にわたる学びを充実し、地域の文化を創造する	199
6-3	生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる	206

■資料編

越谷市総合振興計画審議会条例	212
後期基本計画策定委員会設置要綱	213
後期基本計画策定プロジェクト検討委員会設置要綱	215
後期基本計画策定フロー	218
計画策定の経緯	219
越谷市総合振興計画審議会委員名簿	221
地区まちづくり会議委員名簿	222
後期基本計画策定委員会委員名簿	227
後期基本計画策定プロジェクト検討委員会委員名簿	228
後期基本計画策定プロジェクト検討委員会部会部会員名簿	229
後期基本計画事務局職員名簿	231